

登別市立図書館移転基本計画及び基本設計業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、登別市立図書館移転基本計画及び基本設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、設計者の技術力、提案力を等を審査し、計画策定及び設計業務に適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 委託等名

登別市立図書館移転基本計画及び基本設計業務委託

(2) 事業場所

北海道登別市中央町4丁目11番地 登別中央ショッピングセンターアーニス2階

(3) 業務内容

登別市立図書館移転基本計画及び基本設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約限度額

21,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和9年6月30日まで

(6) 発注者

登別市長 小笠原 春一

3 参加資格条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札等参加資格有資格者名簿の登録事業者（北海道内に本社（店）、支社（店）（支社（店）の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者）で、かつ本業務に対応できる業種（建築設計）に登録している事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の

登録を受けていること。また、本業務に従事する総括責任者に建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 過去10年間（平成28年4月1日以降）に、延べ床面積1,500㎡以上の公立図書館又は1,500㎡以上の図書館機能を含む複合施設の計画・設計業務の実績があること。
- (8) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納の税額がないこと。
- (9) 参加資格の有無確認基準日は令和8年~~6月11日（木）~~7月3日（金）とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は失格とする。

4 参加に対する制限

- (1) 参加希望者からの応募は、1点に限る。
- (2) 参加希望者は、連名による応募はできない。
- (3) 参加希望者が業務を再委託する協力事務所は、他の参加希望者の協力事務所となることができない
- (4) 協力事務所は、「3 参加資格条件」の要件を全て満たすこと。

注1) 上記の参加に対する制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

注2) 協力事務所の範囲は、業務に関する専門分野（業務処理責任者が担う業務を除く。）について、協力事務所を加えることを可能とする。

5 事業者選定スケジュール等

(1) 実施スケジュール

実施要領の公表	令和8年5月22日（金）
質問受付期間	令和8年5月22日（金）から 令和8年5月29日（金）午後5時まで

質問に対する回答送付日	令和8年6月8日(月)
参加意向申出書等提出期限	令和8年5月22日(金)から 令和8年6月11日(木)午後5時まで
一次審査	令和8年6月17日(水)
一次審査結果通知及び企画 提案書等作成依頼	令和8年6月22日(月)
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日(金)午後5時まで
二次審査 プレゼンテーション ヒアリング	令和8年7月15日(水)予定
二次審査結果通知	令和8年7月23日(木)
見積もり合わせ	令和8年8月上旬(予定)
契約締結日	令和8年8月中旬(予定)

※上記日程は、都合により変更となる可能性がある。

(2) 質問の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合には、次により提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月22日(金)から5月29日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

質問フォームに直接入力することにより行う。

質問フォームアドレス：<https://logoform.jp/f/1b8zF>

ウ 質問書への回答

令和8年6月8日(月)に、質問者に電子メールにより回答するほか、登別市公式ウェブサイトに掲載する。

(3) 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書等を提出すること。

ア 提出期限

令和8年5月22日(金)から6月11日(木) 午後5時まで

イ 提出方法

参加意向申出書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

参加意向申出書等提出フォームアドレス：<https://logoform.jp/f/oPcuk>

ウ 提出書類

①参加意向申出書(様式1)

②会社概要書(様式2)

- ③業務実績書（様式3）
- ④業務実施体制（様式4）
- ⑤配置予定担当者調書（様式5）
- ⑥協力事務所参加届（様式6）
- ⑦業務工程表（様式7）

エ 留意点

(ア) 業務実績書（様式3）作成にあたっての留意点

「3 参加資格条件（6）」に規定する実績を記載すること。

(イ) 業務実施体制（様式4）作成にあたっての留意点

配置を予定する各技術者について、職区分ごとに氏名等を記載すること。なお、配置予定の無い職区分は空欄とすること。

(ウ) 配置予定担当者調書（様式5）

配置予定担当者ごとに作成すること。

(エ) 業務工程表（様式7）

仕様書に定める業務内容ごとに、想定スケジュールを記載すること。

(4) 参加資格の喪失

参加意向申出書提出後、一次審査結果通知までの間に、「3 参加資格条件」に規定するすべての要件を満たすものでないことが明らかとなったとき又は提出した書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったときのいずれかに該当することが明らかとなった場合には、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等作成依頼を受けた者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限

令和8年7月3日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

企画提案書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

企画提案書等提出フォームアドレス：<https://logoform.jp/f/RW3mg>

エ 提出物

(ア) 企画提案書①（様式8）、企画提案書②（様式9又は様式9記載の項目を内容とする任意様式）

企画提案書②については、委託予定業務の内容（現状及び課題の把握と整理、事例調査、移転基本方針の策定、今後の進め方と市民からの意見の取り入れ方等）及び特に重視する配慮事項等を記述すること。

また、基本計画提案にあたっては、下記【移転に向けたテーマとコンセプト】を

基本とした図書館の機能構成について具体的な提案を記述すること。

【移転に向けたテーマとコンセプト】

テーマ	別紙「登別市立図書館のめざすもの」を基本とした図書館	
コンセプト		
①	人と人をつなぐ、人と情報をつなぐ図書館	「人とひと」、「人と情報」を多元的につなぐための「場」を作る機能
②	知的好奇心を揺さぶり続ける図書館	魅力ある配架の工夫、利用者の感性を刺激する空間デザイン、独創的なワークショップなどができる機能
③	多様性を受け入れ、どんな人にとっても居心地のよい図書館	ユニバーサルデザインに加え、多様な滞在ニーズに配慮したゾーニングなどあらゆる市民が安心・快適に利用できる「サードプレイス」としての環境整備

(イ) 見積書（様式10）及び見積内訳書（任意様式）

見積内訳書には、業務ごと職区分ごとに、実施に要する人工と金額を記載すること。

カ その他

(ア) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

(イ) 提出する企画提案書は、本公募型プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的には使用しないものとする。

(ウ) 提出された企画提案書等は、受注候補者の選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

(エ) 企画提案書等の提出後に、受注候補者の選定を行うために必要な範囲で追加の資料を求めることがある。

(オ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参加を辞退する場合

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、次により参加辞退届（様式11）を提出すること。

ア 提出方法

PDF ファイルに変換し、電子メールにより提出すること

イ 提出先

登別市図書館移転推進委員会事務局（教育部総務グループ内）

E-mail アドレス toshokan@city.noboribetsu.lg.jp

6 受注候補者の選定

公募型プロポーザルにより受注候補者を選定し、審査は2段階で行う。なお、審査は非公

開で行うものとする。

【一次審査】

公募型プロポーザル一次審査評価基準表（別紙1）に基づき提案内容を評価し、条件に適合する上位5者を選定する。ただし、参加意向申出書等の提出者が5者以下の場合は、一次審査を行わず、参加意向申出書等を提出した者すべてについて二次審査を実施する。

なお、審査結果については、「一次審査結果通知」により通知する。

【二次審査】

一次審査により選定されたプロポーザル提案者を対象に、提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市立図書館移転基本計画及び基本設計業務プロポーザル選定委員会において受注候補者及び次順者を各1者選定する。

（1）プレゼンテーションの実施

ア 実施日等

（ア）実施日 令和8年7月15日（水） ※時間は後日連絡

（イ）会場 登別市民会館2階 小会議室（予定）

※詳細は後日連絡

イ プレゼンテーションは、提案者による提案内容の説明と選定委員会による提案内容の確認を主な目的として実施するものであるため、企画提案書等に基づき実施することは可とする。ただし、企画提案書等の内容をパワーポイント等に編集したものを使用することは可とする。なお、プレゼンテーションに用いる資料は、紙面、データいずれでも可とするが、データによりプレゼンテーションを行う場合、パソコンは提案者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは本市で用意）。

ウ 出席者は3名以内とする。

エ 時間は1社40分（説明20分、質疑20分）とする。

（2）評価基準

公募型プロポーザル二次審査評価基準表（別紙2）のとおりとする。

（3）選定委員会における審査方法

ア 公募型プロポーザル二次審査評価基準表（別紙2）に定める評価項目ごとに、評価基準及び評価の視点に基づき提案内容を評価し、最も高い合計得点を得た者を受注候補者、第2位の者を次順者とする。

イ 最も高い合計得点を得た提案者が複数いる場合には、公募型プロポーザル二次審査評価基準表（別紙2）に定める評価項目のうち「企画提案」でより高い得点を得た提案者を選定する。それでもなお同得点の場合には、選定委員の合議により受注候補者を決定する。

（4）選定結果の通知

提案者に対しては、受注候補者に選定された旨または選定されなかった旨を、令和8年7月23日（木）に通知する。併せて、登別市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

(5) 選定の取消

受注候補者に選定された者が、選定結果を通知した日から契約締結までの間に、「3参加資格条件」に規定するすべての要件を満たすものでないことが明らかとなったとき又は提出した書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったときのいずれかに該当することになった場合には、受注候補者としての選定を取り消すものとする。この場合には、審査委員会の審査において、次順者を受注候補者に、合計得点が第3位だった者を次順者に再選定し、その旨を通知するものとする。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合（「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月全国営繕主管課長会議）」P46～P53を参照）
- (4) 理事者、委員会委員又は担当グループ職員に助言を求めることや不正な接触を行った場合（4（2）質問書の提出を除く。）
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合
- (6) その他実施要領等に違反するなど市長が不適格と認めた場合

8 委託契約の締結及び業務の履行

(1) 委託契約の締結

本市は、登別市契約事務規則その他契約関連規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、選定された受注候補者と委託契約を締結する。なお、辞退等の理由により、受注候補者と契約できなかった場合には、次順者を受注候補者に再選定する。

(2) 業務の履行

受注者は、提案内容を基本に本業務を履行するものとするが、その詳細については、本市と受注者が協議の上決定する。

9 問合せ・連絡先

登別市図書館移転推進委員会事務局（教育部総務グループ内）

住所：〒059-0014 登別市富士町7丁目33番地

電話：0143-88-1162

E-mail：toshokan@city.noboribetsu.lg.jp